法規的告示

○経済産業省告示第百十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十一条第三項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年九月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　事由

令和八年熊本地震による災害

2　経済産業大臣が定める期間

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十一条第二項の規定に基づく第一次試験の一部科目の免除の期間が令和九年三月三十一日までに終了する者については、令和十年三月三十一日までとし、令和十年三月三十一日までに終了する者については、令和十一年三月三十一日までとする。

その他告示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、青森県において開催される第八十回国民スポーツ大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、十月十日から同月十一日まで同県へ行幸啓になる。

令和八年九月十一日

宮内庁長官　黒田武一郎

○総務省告示第三百三十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十八第二項の規定に基づき、同項に規定する登録検定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年九月十一日

総務大臣　林　芳正

一　変更後の代表者の氏名

澤田　史朗

二　変更の日

令和八年八月一日

○総務省告示第三百三十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の二の五第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年九月十一日

総務大臣　林　芳正

一　変更後の代表者の氏名

澤田　史朗

二　変更の日

令和八年八月一日

○総務省告示第三百三十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十二第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同項に規定する登録講習機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の二の十二第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年九月十一日

総務大臣　林　芳正

一　変更後の代表者の氏名

澤田　史朗

二　変更の日

令和八年八月一日

○総務省告示第三百三十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年九月十一日

総務大臣　林　芳正

一　変更後の代表者の氏名

澤田　史朗

二　変更の日

令和八年八月一日

○財務省告示第二百五十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月十一日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1397回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(1)	価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で2,897,840,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	額面金額で902,100,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	2,890,605,821,900円
(2)	国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	899,848,358,400円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年８月３日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円75銭４毛
12	償還期限	令和８年11月２日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年８月３日